

2012年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

はじめに

当社は、2004年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書」で示された「品質保証体制の改善策」（以下、「改善策」という。）および、2009年度に再処理工場で発生した「高レベル廃液漏えい」を受けて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の実行状況とPDCA展開状況について、継続的に確認を受け、その結果をご報告してきました。

今回の監査においては、従来からの継続テーマに加え、再処理工場のミニ工場化後の組織の連携および運営状況や、ヒューマンエラーに係るトラブル・不適合に対する改善活動状況に注力して監査を受けました。

定期監査の開催日程については以下のとおりです。

- ・2013年1月29日～30日 : 品質保証室
- ・2013年1月31日～2月1日 : 埋設事業部
- ・2013年1月31日～2月1日 : 濃縮事業部
- ・2013年2月5日～7日 : 再処理事業部

1. 監査結果の概要

LRJ監査報告書（全体総括版）の中で示された総合所見の概要は、以下のとおりです。

(1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

いずれの被監査部門にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。再処理事業部に1件及び埋設事業部に1件の「提言事項」を提起した。

(2) 再処理事業部におけるミニ工場化後の組織の連携及び運営状況

再処理事業部が推進するミニ工場化については、組織上の運転部門と保守部門の融合が計画されており、運転部門において保守作業への取組みが実施されつつある状況を確認した。

(3) 一連のトラブルに対する改善策の取組み状況(対象：再処理事業部)、及び

(4) 前回監査以降に発生した新たな不適合事象の対応状況

再処理事業部におけるトラブル/不適合事象発生の遠因として品質保証標準類の多さが挙げられる。このため、品質保証標準類のスリム化を目指した規定類の再整備が図られている。

品質保証室では、ヒューマンエラーによる不適合事象発生の低減を目指し、全社及び協力会社を対象として、定期的に、ヒューマンエラー防止に係るリーフレットの発行やヒューマンエラーの傾向分析結果に係る情報を発信している。これまでの地道な、かつ継続的な活動が効果を表しつつあるものと理解する。

濃縮事業部及び埋設事業部においても、ヒューマンエラーに起因する不適合事象については、確実な処置が行われており、危惧する事項は観察されない。

(5) 日常業務に移行した「アクションプラン」の実施状況

日常業務に移行した「アクションプラン」の活動は、全事業部／品質保証室において着実に実行されていることを確認した。

(6) 再処理工場しゅん工に向けた改善活動及び教育訓練の取組み状況

しゅん工が視野に入ってきた現時点において、しゅん工に向けた様々な活動が戦略会議等の場で議論されている。また、原子力発電所事故を教訓にした原子力安全に係る多様な課題に対する事前検討が日本原燃の自主的な計画に沿って、着実に実施されている。

(7) 内部監査の実施状況

いずれの被監査部門においても、効果的な内部監査が実施されていることを確認した。

再処理事業部においては、内部監査及び調達先監査とも、保安監査課メンバーにより全ての部署の内部監査及び調達先監査に対応している。

監査報告書中のコメントも監査基準に則った妥当なものであり、有効な内部監査が実施されていると判断できる。

品質保証室及び埋設事業部とも内部監査計画から監査報告書作成までの諸過程は的確に実施されており、危惧される事項は観察されなかった。

(8) 前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回の監査では、再処理事業部に対して3件、濃縮事業部に対して1件、及び品質保証室に対して2件の提言事項を提起した。前向きな対応を頂いた。

(9) おわりに

今回の監査の結論を総括的に言えば、それぞれの部署で行われている諸業務は、「品質保証体制の改善策」及び「アクションプラン」の成果を活かしつつ、自律的改善意識も定着していると思える。

再処理工場しゅん工を直前にし、日本原燃の品質保証体制は、概ね成熟域に入りつつあると捉えることができる。今後は、再処理工場しゅん工後においても、いままで培ってきた品質保証体制の下で、自律的改善が継続的に行われることを期待する。

2. 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」、「観察事項」はありませんでした。「提言事項」^{※1}については、再処理事業部で1件、埋設事業部で1件ありました。

(添付-1:「2012年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と当社の処置方針」参照)

※1 (提言事項の定義): 規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は被監査部門の任意でよい。

3. 監査結果に対する当社の取組み

今年度第2回目の定期監査において、LRJより、「当社の品質保証体制は、概ね成熟域に入りつつあると捉えることができる」との所見をいただくと同時に「提言事項」も2件提示されました。

当社としては、今回の監査で提示された「提言事項」は、品質保証活動をより確実なものにしていくために有益なものとして認識しており、速やかに処置を行います。

また、引き続き、改善活動に取り組んでいく所存です。

以上

2012年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と当社の処置方針(1/2)

監査項目	LRJの提言事項	当社の処置方針	対応部署
<p>内部監査実施に際しての改善事項</p>	<p>「品質監査要領」中の調達先監査に係る事項について、「調達先監査に対し、業務を発注している部署の所属長が選出した監査員または監査員補を参加させる。」と規定されているが、本事項への確実な対応が確認できないものが観察された。</p> <p>また、同要領中には、「7.(4) 監査員の育成支援および能力維持／向上支援」の項目がある。本項中には、登録されている監査員等に対する様々な支援業務が記載されているが、現在、保安監査課に登録されている約180名の監査要員に対して、規定されている支援業務を確実に実施するためには、多大な時間を要するものと推察される。</p> <p>現在、保安監査課員の精力的な活動の結果として、十分効果的であると評価できる監査が行われている現状に鑑み、「品質監査要領」を実情に適合するように改正することが望まれる。</p>	<p>2011年度までの調達先監査は業務発注部署からの依頼があった場合のみ実施していたため、業務発注部署の監査員の協力が不可欠であったが、2012年度から開始した定期的な調達先監査は、調達先がQMSに基づき業務を実施しているかを定期的に確認するものであり、保安監査課の監査員だけでも実施可能になった。この調達先監査の実情を踏まえ、「品質監査要領」の調達先監査の監査チームに関する記載を見直し、「品質監査要領」を改正する。</p> <p>また、監査員の育成支援および能力維持／向上支援に関しては、有効期限の設定等による要員の絞込みを検討し、検討結果を「品質監査要領」に反映する。</p>	<p>再処理事業部 安全管理部 保安監査課</p>

2012 年度第 2 回定期監査における LRJ 提言事項と当社の処置方針 (2/2)

監査項目	LRJ の提言事項	当社の処置方針	対応部署
<p>業務目標/品質目標の達成状況管理表中の「業務の実効性評価」欄の記載方法について</p>	<p>埋設事業部の 2012 年度 業務目標/品質目標を閲覧したところ、本達成状況管理表中に計画されている多数の管理項目(業務内容)中の「業務の実効性評価」欄の記載に「特に問題ない」との文言が見られる。 監査の過程で、このように記載されている管理項目(業務内容)については、「実質的には計画に沿って活動が行われており、現状においては特に問題視すべき事項はない。」との意味であると理解するが、その旨が容易に理解できる表現にすることが望まれる。</p>	<p>達成状況管理表を作る際の留意事項として、事業部内への依頼文書にて、「実効性評価として何が特に問題がないかが、容易に理解できるような記載とする。」旨の記載に改善した。また、当課が取りまとめを行う上でも、各部門が記載している実効性評価を取り入れ、今後の資料には、提言事項の意図が反映された内容とすることとした。</p>	<p>埋設事業部 安全管理部 品質保証課</p>